

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日在休日は、
たる翌日)

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十年十月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四一四四九(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

告 示

鳥取県告示第五百三十四号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十年十月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
- 鳥取市湖山町字大寺屋北方二八二九一一(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
- 潮害の防備

昭和四十年十月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗
一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字海士字高浜八八九—五〇一 (次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
飛砂の防備

三 解除の理由
農地及び道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百三十七号

昭和四十年九月十日付けで岩美郡国府町大字上地一五六の一一番地 霜村則義ほか十四人の者から申請のあつた菅野土地改良区の設立認可について
は、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めた
ので、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八条第五項の規定
により、次のように縦覧に供する。

昭和四十年十月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十年十一月一日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所 国府町役場

鳥取県知事 石 破 二 朗
四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百三十八号
農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十年十月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百三十九号

区分	地区名	所在地	増		反	摘要	要
			都市	町			
土地	天津村	西伯	西伯	福成	三三	一〇・〇〇一	新規増反者配分 三三〇
"	末恒村	鳥取	三津	一	一一・六〇一	既增反者追加配分 一〇	反
					道路敷	一口	一・六〇一

鳥取県告示第五百三十九号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十年十月二十五日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十年十月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長
 烏取市立川町五丁目1 烏取市湖山町字大寺屋 北方 幅員 六メートル
 番地 二八二九番一の一部
 烏取大学長 // 二八二九番三の一部 延長
 山浦 百重 // 二九六〇番一三四 二〇一一・五メートル

鳥取県告示第五四四十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十年十月二十七日から用途廃止した。

昭和四十年十月二十九日

鳥取県知事 石 破 一 朗

場所	地目面積	用途
境港市上道町字打明110111の11地先から110四五の1地先が	水路敷 九六・三九坪	水路敷

公 告

麻薬取締法(昭和28年法律第14号)第52条第1項の規定により、
次のとおり聴聞を実施する。

昭和40年10月29日

鳥取県知事 石 破 一 朗

1 聽聞の期日及び場所

昭和40年11月9日 午前10時から

鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁 第3会議室

2 聽聞当事者の住所及び氏名

鳥取県八頭郡智頭町郷原 遠藤順三